平成２８年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地３（市営住宅3341号）
債務者　小川　　充
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市山田町575番地１（１号）
債務者　木戸　昭久
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番６－41号（宇宿住宅）
債務者　山本志穂美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目８番５－201号
債務者　樋口　光貴
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目17番５号（茂谷アパート１号）
債務者　久木田勝信
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目48番５号
債務者　日下　里美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目15番18号（パフィールM103号）
債務者　迫田　千加
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目24番地10
債務者　上野　博子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１００号
三重県桑名市中央町２丁目62番地　トーカイハイツ202号
債務者　仁井田千保
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
滋賀県近江八幡市出町416番地20、前住所滋賀県東近江市上平木町2030番地103
債務者　細合　敏行
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０４号
三重県四日市市追分２丁目２番15号
債務者　門野　良子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
三重県四日市市八田１丁目12番23号　ソシアルドミール405
債務者　古井　温子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
三重県四日市市坂部が丘３丁目１番地12498
債務者　鈴木　　衛
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４７６号
京都市東山区大黒町通五条上る大黒町289番地３、住民票上の住所京都市東山区本町通五条上る２丁目森下町537番地
債務者　能澤印刷こと　能澤八重子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
京都市山科区小山小川町19番地６　Ｎｏ．５
債務者　園田　佳代
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９０号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町16番地１レオパレスＫＩＴＡＯＫＡ101
債務者　秋田成培こと　田　　成培
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１２号
京都市左京区松ケ崎小竹藪町27番地36　ラ・プティルウエスト101号室
債務者　足立　美優（旧姓安田・高橋）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係